＜支給対象額の試算について＞

１.支給対象者　２のイ に該当する方（家計急変者）は、以下により
年間収入見込額が住民税均等割非課税相当額かどうか試算できます。

１．ご夫婦で収入が高い方の年間収入見込額の算出をします

令和５年１月以降、任意の１か月分の収入の合計 ＝ ［　　］ 円
（給与収入・事業収入・不動産収入・年金収入等）

⇩ × １２か月

年間収入見込額 ＝ ［　　］ 円　①

２．家族構成等による非課税相当収入限度額

世帯の人数	非課税相当収入限度額
２人　（例）夫(婦)子１人	１３７．８万円
３人　（例）夫婦子１人	１６８．０万円
４人　（例）夫婦子２人	２０９．７万円
５人　（例）夫婦子３人	２４９．７万円
６人　（例）夫婦子４人	２８９．７万円

②

世帯の人数は、以下の合計人数です。
- 申請者本人
- 同一生計配偶者（収入金額１０３万円以下の者）
- 扶養親族（１６歳未満の者も含む）

※　①（年間収入見込額）＜ ②（非課税相当収入限度額）のとき、非課税相当額と判断します。